

# 投資信託取引規定集変更一覧

## 1. 投資信託総合取引規定

改定前	改定後
<p><b>第1章 総合取引</b></p> <p>3. (総合取引の申込方法等)</p> <p>(1) お客さまは、当行所定の申込書に必要事項を記入のうえ、記名押印または署名し、これを投資信託受益権等にかかる申込みの取扱いをしている当行の本店、支店または出張所に提出することによって、総合取引を申し込むものとし(当行所定のみずほダイレクト〔モバイルバンキング〕を除きます。)により総合取引を申し込むこともできます。)、当行がこれを承諾した場合には、投資信託にかかる口座(以下「投資信託口座」といいます。)を開設し、総合取引を開始することができます。</p>	<p><b>第1章 総合取引</b></p> <p>3. (総合取引の申込方法等)</p> <p>(1) お客さまは、当行所定の申込書に必要事項を記入のうえ、記名押印または署名し、これを投資信託受益権等にかかる申込みの取扱いをしている当行の本店、支店または出張所に提出することによって、総合取引を申し込むものとし(みずほダイレクト〔インターネットバンキング〕)により総合取引を申し込むこともできます。)、当行がこれを承諾した場合には、投資信託にかかる口座(以下「投資信託口座」といいます。)を開設し、総合取引を開始することができます。</p>
<p>6. (購入解約の申込場所)</p> <p>(1) 投資信託受益権等の購入、解約のお申込みは、取扱店のほか、投資信託の取扱いをしている当行の本店、支店、出張所またはみずほダイレクト〔モバイルバンキング〕を除きます。)でも受け付けます。ただし、取扱商品によっては、取扱店以外では取り扱えないものや、一部の取扱店で取り扱えないものがあります。</p> <p>(2)略</p> <p>(3) みずほダイレクト〔モバイルバンキング〕を除きます。)で購入、解約の申込みを行う場合には、あらかじめみずほダイレクトに登録していただくことが必要となります。</p>	<p>6. (購入解約の申込場所)</p> <p>(1) 投資信託受益権等の購入、解約のお申込みは、取扱店のほか、投資信託の取扱いをしている当行の本店、支店、出張所またはみずほダイレクト〔インターネットバンキング〕でも受け付けます。ただし、取扱商品によっては、取扱店以外では取り扱えないものや、一部の取扱店で取り扱えないものがあります。</p> <p>(2)略</p> <p>(3) みずほダイレクト〔インターネットバンキング〕で購入、解約の申込みを行う場合には、あらかじめみずほダイレクトに登録していただくことが必要となります。</p>
<p><b>第2章 累積投資</b></p> <p>17. (収益分配金再投資契約)</p> <p>(2) 収益分配金再投資契約を申し込む場合には、当行所定の申込書にお届けの印鑑または署名により記名押印または署名して、取扱店に提出するか、みずほダイレクトによる申込手続により、申し込みを行ってください。</p>	<p><b>第2章 累積投資</b></p> <p>17. (収益分配金再投資契約)</p> <p>(2) 収益分配金再投資契約を申し込む場合には、当行所定の申込書にお届けの印鑑または署名により記名押印または署名して、取扱店に提出するか、みずほダイレクト〔インターネットバンキング〕による申込手続により、申し込みを行ってください。</p>

<p>18. (みずほ積立投信契約)</p> <p>(3) みずほ積立投信契約を申し込む場合には、当行所定の申込書にお届けの印鑑または署名により記名押印または署名して、取扱店に提出するか、<u>当行所定のみずほダイレクト〔モバイルバンキング〕を除きます。</u>による申込手続により申し込みを行ってください。なお、法人支店ではみずほ積立投信契約のお申込みはできません。</p>	<p>18. (みずほ積立投信契約)</p> <p>(3) みずほ積立投信契約を申し込む場合には、当行所定の申込書にお届けの印鑑または署名により記名押印または署名して、取扱店に提出するか、<u>みずほダイレクト〔インターネットバンキング〕による申込手続により申し込みを行ってください。</u>なお、法人支店ではみずほ積立投信契約のお申込みはできません。</p>
<p>20. (解約)</p> <p>(1) 次に掲げるいずれかに該当する場合は、累積投資契約は解約となります。ただし、累積投資契約のうち収益分配金再投資契約については、取扱商品を解約しないかぎり、当該契約の解約はできません。</p> <p>① ～③略</p> <p>④みずほ積立投信契約で、お客さまから当行所定の申込書にお届けの印鑑または署名により記名押印または署名して取扱店に提出するか、<u>当行所定のみずほダイレクト〔モバイルバンキング〕を除きます。</u>による申込手続により積立の中止の申し出があった場合の当該みずほ積立投信契約に係る累積投資契約。</p> <p>⑤略</p>	<p>20. (解約)</p> <p>(1) 次に掲げるいずれかに該当する場合は、累積投資契約は解約となります。ただし、累積投資契約のうち収益分配金再投資契約については、取扱商品を解約しないかぎり、当該契約の解約はできません。</p> <p>① ～③略</p> <p>④みずほ積立投信契約で、お客さまから当行所定の申込書にお届けの印鑑または署名により記名押印または署名して取扱店に提出するか、<u>みずほダイレクト〔インターネットバンキング〕による申込手続により積立の中止の申し出があった場合の当該みずほ積立投信契約に係る累積投資契約。</u></p> <p>⑤略</p>

### 3. 投資信託保護預り規定

改定前	改定後
<p>4. (保護預りの申込み)</p> <p>(1) 投資信託受益証券等については、当行に対して保護預り口座を設定した場合に限り、保護預りを受け付けることとし、当該口座設定の際は当行所定の申込書をご提出ください。また、<u>当行所定のみずほダイレクト〔モバイルバンキング〕を除きます。</u>により総合取引を申し込むこともできます。</p>	<p>4. (保護預りの申込み)</p> <p>(1) 投資信託受益証券等については、当行に対して保護預り口座を設定した場合に限り、保護預りを受け付けることとし、当該口座設定の際は当行所定の申込書をご提出ください。また、<u>みずほダイレクト〔インターネットバンキング〕により総合取引を申し込むこともできます。</u></p>

## 4. 特定口座取引規定

改定前	改定後
<p>4. (特定口座の申込方法)</p> <p>(1) お客さまが、当行に特定口座の開設を申し込むにあたっては、当行所定の申込書に必要事項をご記入のうえ記名押印または署名し、これを投資信託もしくは公共債の取扱いをしている当行の本店、支店または出張所に提出していただきます。また、<u>当行所定のみずほダイレクト（〔モバイルバンキング〕を除きます。）</u>により投資信託総合取引を申し込むこともできます。その際、お客さまには住民票の写し、印鑑証明書、運転免許証その他当行が必要と認める書類等をご提示いただき、氏名、生年月日および住所、個人番号等について確認をさせていただきます。</p>	<p>4. (特定口座の申込方法)</p> <p>(1) お客さまが、当行に特定口座の開設を申し込むにあたっては、当行所定の申込書に必要事項をご記入のうえ記名押印または署名し、これを投資信託もしくは公共債の取扱いをしている当行の本店、支店または出張所に提出していただきます。また、<u>みずほダイレクト〔インターネットバンキング〕</u>により投資信託総合取引を申し込むこともできます。その際、お客さまには住民票の写し、印鑑証明書、運転免許証その他当行が必要と認める書類等をご提示いただき、氏名、生年月日および住所、個人番号等について確認をさせていただきます。</p>

## 7. みずほ積立投信規定兼口座振替規定

改定前	改定後
<p>6. (届出事項の変更)</p> <p>振替日、振替金額等を変更する場合には、あらかじめ当行所定の申込書により取扱店に届け出るか、または<u>当行所定のみずほダイレクト（〔モバイルバンキング〕を除きます。）</u>による変更手続により届け出ください。</p> <p>振替日の3営業日前までに届出があった場合は、次回振替予定分より変更します。なお、内容によっては変更に応じられない場合もあります。</p>	<p>6. (届出事項の変更)</p> <p>振替日、振替金額等を変更する場合には、あらかじめ当行所定の申込書により取扱店に届け出るか、または<u>みずほダイレクト〔インターネットバンキング〕</u>による変更手続により届け出ください。</p> <p>振替日の3営業日前までに届出があった場合は、次回振替予定分より変更します。なお、内容によっては変更に応じられない場合もあります。</p>
<p>7. (積立の中止)</p> <p>(1) <u>みずほ積立投信契約は、お客さまから当行所定の書面により、または当行所定のみずほダイレクト（〔モバイルバンキング〕を除きます。）</u>により解約の申し出があった場合に、将来にわたって解約されるものとします。振替</p>	<p>7. (積立の中止)</p> <p>(1) <u>みずほ積立投信契約は、お客さまから当行所定の書面により、またはみずほダイレクト〔インターネットバンキング〕</u>により解約の申し出があった場合に、将来にわたって解約されるものとします。振替日の3営業日前までに</p>

日の3営業日前までに上記の方法で解約の申し出があった場合は、次回振替予定分より振替を停止します。

上記の方法で解約の申し出があった場合は、次回振替予定分より振替を停止します。